

平成27年 7 月 22日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸報告	7
委員長報告	8
管理者提出議案の報告	9
管理者の挨拶	9
一般質問	11
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
閉会	21

秩広組告示第11号

平成27年第2回（7月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年7月15日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成27年7月22日（水）午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成27年7月22日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成27年7月22日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 委員長報告
- 第 6 管理者提出議案の報告
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第6号 秩父広域市町村圏組合行政手続条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第7号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 第10 議案第8号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	浅海	忠	議員	2番	大久保	進	議員
3番	木村	隆彦	議員	4番	落合	芳樹	議員
5番	山中	進	議員	6番	高野	宏	議員
7番	小櫃	市郎	議員	8番	荒船	功	議員
9番	内藤	純夫	議員	10番	大野	伸恵	議員
11番	大野	喜明	議員	12番	大澤	径子	議員
13番	岩田	務	議員	14番	大島	瑠美子	議員
15番	黒澤	光司	議員	16番	小菅	高信	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜	邦康	管理者
福島	弘文	副管理者
富田	能成	理事
石木戸	道也	理事
大澤	夕キ江	理事
木村	健一	監査委員
森	真太郎	事務局長
梅澤	茂	消防長
町田	達彌	会計者
平沼	邦夫	事務局兼 事務次長 会計課長
小泉	裕男	消防本部 次長
坂本	哲男	消防本部 次長
赤岩	和彦	消防署長
吉岡	康明	専門員兼 指令課長
大澤	保夫	専門員兼 予防課長

富	田	豊	彦	管理課長
柳	井戸	直	樹	福祉保健 課長
森	下	今朝	八郎	業務課長
野	澤	好	博	クリーン センター 所長
今	井	祐	二	環境衛生 センター 所長
小	林	幸	一	総務課長
山	口	亮	一	警防課長

職務のため出席した事務職員

富	田	豊	彦	書記長
千	嶋		浩	書記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（小菅高信議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（小菅高信議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（小菅高信議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の辞職に伴い、新たに組合議会議員になりました小櫃市郎議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 朗読いたします。

7番 小 櫃 市 郎 議員

以上です。

議長（小菅高信議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

それでは、新議員にご挨拶をお願いいたします。

小櫃市郎議員。

（7番 小櫃市郎議員登壇）

7番（小櫃市郎議員） 7番の小櫃でございます。議長のご指名を受けまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいまご紹介をいただきましたように、秩父市議会選出の小櫃でございます。何分にも新人でございますので、皆様方のご指導を受けながら、この秩父の広域議員として恥じぬよう努力をしたいと思っております。どうぞご指導、ご鞭撻をよろしく願いをいたします。ありがとうございました。（拍手）

○会議録署名議員の指名

議長（小菅高信議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

15番 黒澤光司 議員

1番 浅海 忠 議員

2番 大久保 進 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（小菅高信議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（小菅高信議員） 次に、諸報告を行います。

まず、議会閉会中に組合議会議員の辞職を許可いたしましたので、ご報告をいたします。6月2日付、秩父市選出の松澤一雄議員においては、組合議会議員を辞職したい旨の申し出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により許可をいたしましたので、ご報告いたします。

次に、常任委員会委員の指名についてご報告いたします。秩父市から新たに選出された小櫃市郎議員について、委員会条例第5条第2項の規定により閉会中に議長において総務常任委員会委員に指名により選任したので、ご報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

木村監査委員。

（木村健一監査委員登壇）

木村健一監査委員 おはようございます。監査委員の木村でございます。それでは、例月出納検査の結果についてご説明いたします。

お手元に配付されております報告書は、平成26年度における平成27年1月から5月まで、平成27年度に係る平成27年4月、5月の一般会計及び歳入歳出外現金について出納検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、一般会計及び歳入歳出外現金とも現金出納簿の各月末残高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。

また、歳計現金等については、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管

理も適切でありました。

なお、平成27年5月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は、平成26年度は2億8,848万6,569円、また平成27年度は5億9,467万1,028円であり、合計8億8,315万7,597円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（小菅高信議員） 以上で諸報告を終わります。

○委員長報告

議長（小菅高信議員） 次に、議会閉会中の審査事項として水道広域化調査特別委員会に付託してあります水道事業広域化による共同処理に係る調査研究についてを議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

落合水道広域化調査特別委員会委員長。

（水道広域化調査特別委員会委員長 落合芳樹議員登壇）

水道広域化調査特別委員会委員長（落合芳樹議員） おはようございます。水道広域化調査特別委員会委員長報告を行います。閉会中の継続審査として本委員会に付託されております水道事業の広域化による共同処理に係る調査研究につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、2月定例会で委員長報告を行いました後、3回の委員会を開催いたしました。平成27年2月25日の第4回委員会では、水道事業広域化への今後のスケジュールや準備段階で行っていく事務等について事務局から説明を受けました。3月末の首長間の協定書の締結の後、規約変更等の議案を各市、町の6月議会へ上程し、議決が得られた後に協議書を作成し、県知事への申請を行い、知事の許可を受けることとなります。知事の許可を受けた後からは、組合として準備事務を行えることとなり、例規整備やネットワーク整備などを進めていくとのことでした。組合議会では、条例や予算等の審議を行うこととなります。

平成27年5月20日の第5回委員会では、統合後の水道事業経営についての調査を先進地の視察を含めて行っていくことを委員間で確認し、また次回委員会において調査を行う経費関係等の資料調製を水道広域化準備室に依頼いたしました。

平成27年6月23日の第6回の委員会では、まず組合市町の議会に上程された秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更についての議決結果の報告を事務局より受けた後、統合後の水道事業に係る経費のうち事業収入に関する事項等について秩父市水道部広域化準備室より説明を受けました。現在水道事業にいただいている負担金については、協定により統合後も引き続き負担していただくことや、統合後の職員体制などを確認しました。

なお、委員会の今後の予定といたしましては、7月27日午後第7回の委員会を開催し、引き続き調査を進めていくことを申し上げまして、委員長報告といたします。

議長（小菅高信議員） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑がございましたら、ご発言願います。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

○管理者提出議案の報告

議長（小菅高信議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 ……（朗読）……

秩広管発第228号

平成27年7月22日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 小菅高信様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久喜邦康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第6号 秩父広域市町村圏組合行政手続条例の一部を改正する条例

議案第7号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）

議案第8号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

議長（小菅高信議員） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（小菅高信議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域組合議員の皆様、おはようございます。小菅議長様からお許しいただきましたので、一言管理者としてのご挨拶をさせていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれ

ましては公私とも大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、圏域内4水道事業を統合し、本組合の一事務として平成28年4月1日から開始するに当たり、本組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更の進捗を進めてまいりましたところですが、地方自治法に定める手続として各市、町議会6月定例会にこの議案を上程いただき、全ての議会でご可決をいただくことができました。まことにありがとうございました。聞くところによりますと、小鹿野町議会では夕方の午後5時から審議を始めて翌朝の午前4時過ぎに可決されたということでございます。ここにおられます福島町長さんを初め小鹿野町議会選出の小菅議長様、黒澤議員様におかれましては、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。組合市町の全ての議会でご可決をいただきましたので、7月10日に開いた理事会において法定上の協議を行い、同日埼玉県知事宛てに許可申請書を職員が県庁に持参して提出をいたしました。通常ですと知事の許可が出るまでに1カ月程度かかるところですが、担当の地域政策課にお計らいいただき、一日でも早く準備事務の予算執行ができるよう7月中に許可が出せるように進めていただけたということになっております。水道事業の統合までに残された時間はあと8カ月余りですが、限られた時間の中で落ちがないように進めるとともに、将来この統合が秩父圏域にとってよかったと思えるような事業を進めてまいりたいと考えております。このたびのここにおられる議員、理事の皆様のご尽力に感謝するとともに、本組合の水道事業のスタートに向けて引き続きご支援とご協力を心からお願いを申し上げます。

また、5月20日の議会全員協議会で新火葬場建設工事の進捗状況を報告させていただきました。その中で、建設地の地中に埋められた家庭ごみがありまして、このごみまじりの土が建設に影響することから、掘削、運搬等を行わなければならないこととお話しさせていただきました。掘削、運搬に伴い、2週間から3週間ぐらいの工事のおくれを見込んでいたわけですが、本日議会終了後議会全員協議会を開いていただき、工事の進捗状況のご報告をさせていただきたいと存じます。また、この後議員の皆様におかれましては現地の視察をしていただく予定となっておりますので、そのときに状況をごらんいただきたいと存じます。

ということで、工期につきましてはそれを取り戻しまして、予定どおり、ご心配をいただきましたけれども、平成28年10月の部分供用開始、そして29年3月には当初の計画どおりに全面供用ができるよう進めてまいりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、本日執行部でご提案いたします議案の概要説明に入らせていただきます。本日7月定例会にご審議いただきます議案は、全部で3件でございます。

議案第6号は、秩父広域市町村圏組合行政手続条例の一部を改正する条例で、行政手続法の改正に伴い、住民の権利利益の保護の充実を図るため、行政指導の中止等を求める手続、処分または行政指導を求める手続等を整備するほか、所要の改正を行いたいものでございます。

議案第7号は、平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）で、この補正予算

は新火葬場建設地のごみまじりの土の掘削、運搬及び地下水の排水工事に伴う必要な予算措置をしたいものでございます。

議案第8号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきましては、委員の任期が満了となることに伴い、後任の委員を議会の同意をいただきまして選任したいため、提案する議案でございます。

以上、議案の概要を申し上げましたが、詳細につきましては事務局よりこの後説明を行い、最後の8号は私のほうで説明をさせていただきます。ご審議の上、ご可決、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ夏本番を迎え、暑い日が続きますが、議員の皆様にはくれぐれも体にはご自愛いただき、ご健勝で秩父圏域の振興と発展のためにご活躍いただきますことを心からご祈念を申し上げ、管理者としての7月定例会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○一般質問

議長（小菅高信議員） これより一般質問に入ります。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして順次発言を許可いたします。

発言に入る前に一言申し上げますが、質問者においてはその内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるよう特にお願ひを申し上げます。

それでは、発言を許します。

5番、山中進議員。

（5番 山中 進議員登壇）

5番（山中 進議員） おはようございます。大変暑くなりそうですが、今私も大変熱くなっております。ちょっと前ですけれども、国会では安倍自民党、公明政権によって、多くの憲法学者が憲法に違反する、憲法9条を踏みにじる、日本を海外で戦争する国につくりかえる戦後最悪の戦争法案、16日の衆院本会議で強行採決されました。審議すればするほど違憲性が明らかになり、国民の8割の人が説明不足であり、5割を超える人が反対だと、この世論が広がる中での暴挙であります。私は、国民の世論と運動、次の参議院の審議でこの法案の強行ができないような状況に追い込み、日本を海外で戦争する国にさせないために頑張ってまいりたいと思います。

（「頑張れ」と言う人あり）

5番（山中 進議員） はい、ありがとうございます。

通告に従いまして、次の2点についてお伺ひいたします。

1つは、指定ごみ袋についてであります。近年地球規模での環境保全、資源の有効利用が求められております。そうした中、この秩父地域でもごみの分別、資源化が定着してきたのではないのでしょうか。さらに、ごみ問題、一人一人が真剣に取り組み、さらに分別と資源化を進めなければと思

うところであります。この指定ごみ袋についても、歴史的に見ると平成8年から可燃ごみに、それから不燃物の収集に指定ごみ袋として利用され、定着してきているところです。また、この間5年前に1度指定ごみ袋の改定が行われました。これは、皆さんご存じのとおりだと思います。しかし、改定された指定ごみ袋の不燃、可燃とも35リットルで、これは1リットル1円で計算されています。これが10枚で350円。以前私の大先輩である宮瀬義純議員が本庄市を例に、40リットルの大きな袋を見せまして聞いておりましたけれども、私も本庄市などで構成される児玉広域の指定袋、これが可燃物をとっても40リットルで10枚150円なのです。これを比較するとまだ高いと言わざるを得ません。ごみの処理にも市や町も清掃費としてこの広域に負担しております。さらにあわせて、このごみ袋、これは手数料として見られておりますから、ごみを処分する全ての手数料としてなっておりますから、こうしたことを念頭に、このごみ袋代、いわゆる手数料を引き下げられるか、また提案ですけれども、小さい、中ぐらい、大きいのとありますけれども、このごみ袋を統一し、製造原価が抑えられると思います。そして、負担軽減を図る上でもこのごみ袋の値下げができないかと。言い方を変えれば手数料の値下げができないかということをお訴えたいと思いますが、私はごみの資源化、分別を図る上で重要なことは十分理解しております。このことについても誠意ある答弁をお願いいたします。

2つ目、水道事業の事務受け入れについてであります。(1)の起債と各施設についてであります。基本計画や説明では、全て広域組合に統合し、運営するということになっております。しかし、起債、いわゆる借金ですが、各市、町が住民に必要な水道事業や施設に支障を来さないために責任を持って起こしたものであると思います。広域化するに当たり、市や町が返すことが当たり前だと考えております。一例を挙げます。ある家庭で娘が結婚する、そのときに普通親は嫁入り道具を持たせたり、資産があれば少しぐらい、あそこのうち行くと大変だから、持っていけということで、いろんな必要なものを持たせると思います。しかし、この広域の問題については、嫁に持たせる資産ではなく、負の資産まで持たせようとしているのです。特に今管理者のほうから小鹿野町の話出ましたけれども、小鹿野町と比較します。市の起債額は30億円です。小鹿野町はこの起債額は約3億円なのです。小鹿野町の人口は1万3,000人、秩父市は6万4,000人ですから、これを見ても秩父市の人口が20%でこうした借金が小鹿野の住民の皆さんではなしに、長瀬も皆野も横瀬も全て負ってしまうのです。そういうことを考えると、すなわち1市4町の負債を受益者と広域組合が背負うことになります。これから市は石綿管の布設がえ、50キロ残っているとされておりまして、これが1キロ1億円かかるというお話です。こうした工事についても4町の住民の皆さんや市民が負担を背負うことになるわけです。こうしたことについて、この起債についての考えをお聞かせください。

さらに、基本計画は51年間の長期にわたって施設の更新や配水事業が計画されています。そのことについて、説明会をされてきました。理解できた方がどのくらいいるのかわかりましたら、教えてください。大変難しい質問だと思います。そうした中で、行政主導で進められてきた水道事業の

広域化について、こうしたことを全て全体を見ますと、改めて、事務は進んでいるみたいですが、見直す必要があることを指摘しておきたいと思えます。

次に、(2)の同一労働、同一賃金が労働法からいうと原則であることは皆さんご存じだと思いますけれども、こうした基本にのって、水道事業をこれからしていくわけですが、この携わる職員の処遇についてお伺いいたします。聞くところによると、当面派遣で事業を行っていくということですが、役職のほか、給与や手当、職員の処遇はどのような形態で運営されるのか、あわせて答弁をお願いして、壇上での質問とさせていただきます。

議長（小菅高信議員） 5番、山中進議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 山中議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1の有料ごみ袋の関係でございます。山中議員のほうからごみ袋の種類を少なくいたしまして、ごみ袋の製造単価を下げることによりましてごみ袋代金を下げたらどうかというようなご質問だったかというふうに思っております。本組合で導入しております有料ごみ袋制度につきましては、ごみ袋の値段とごみ袋の製造単価というのはリンクしていない、関連がしていないという制度でございます。ご案内のように、平成8年7月からこの制度を導入したわけでございますけれども、先ほどお話がありましたようにごみの減量化と資源化を最大の目的といたしまして導入したということでございます。そういった中で、このごみ袋の値段というのはごみ処理の手数料ということでございます。住民の方にご負担をしていただいております。そして、導入当初でございますけれども、当初は小型の16リットルが1枚当たり35円、大型の24リットル1枚当たり50円ということで実施をしておりましたが、平成17年度に圏域住民の皆様方からご要望もございまして、ごみの減量化に積極的に取り組んだり、またお年寄りの方ですとかひとり暮らしの方でございますけれども、排出量が少ない方にも対応できるように小型で低金額のごみ袋を導入いたしまして、小型15リットル、これ1枚当たり20円ということでございます。あわせて、中型20リットル1枚当たり35円、大型35リットル1枚当たり50円ということで推移したわけでございます。そして、平成23年度にはやはり圏域住民からのいろんなご要望等もたくさん寄せられました。また、社会的な経済状況によりまして家庭への経済負担の軽減といったことを図るために、1リットル当たりの単価を1円と統一いたしまして、平均33%の値下げを実施いたしました。そして、ご案内のように指定袋の小型が1枚当たり15円、中型が20円、大型が35円ということで手数料を納めていただいているという状況でございます。また、平成26年度に消費税額の引き上げによりまして価格転嫁でございますけれども、国、県等から速やかに実施してもらいたいという通達があったわけでございますけれども、これにつきましても家庭への経済負担等がふえることを鑑みまして据え置きをしているというような状況でございます。したがって、このごみ袋の種類を変更したり指定袋の値段を下げることは現時点で

は考えておらないというところでございます。

さて、一方のごみ袋の製造単価につきましては、これ世界情勢でございますとか原料の価格などによりまして変動して単価が決まってまいります。現在は指名競争入札により業者を選定しております、ごみ袋の大型が非常に製造枚数が多くて、小型、中型との単価の差がさほどないという状況でございます。したがって、単純に種類を1種類にしましても製造額の経費についてはさほど変化がないということでございます。

続きまして、2の水道事業の受け入れの関係の(1)の起債等の関係でございます。ご案内のように、本年3月30日に1市4町1組合の首長、管理者の間で締結をいたしました秩父地域水道事業の統合に関する覚書にありますように、統合の目的は水道事業の経営基盤、技術基盤の強化と安定した経営を行うことによりまして4水道事業の水道使用者に対してより安全で安心な水道水を安定的に供給することを目的とするというものでございます。統合の時期につきましては、来年4月1日からということでございます。そして、この目的を達成するためにこの覚書の第7条にも記載されておりますけれども、統合時におきまして4水道事業の有しております全ての資産等を秩父広域市町村圏組合に引き継ぐものとするという条文でございます。したがって、統合前の各水道事業体の資産等が全て本組合に引き継がれることによりまして、スムーズな統合とその後の運営が可能となるということで考えております。この資産等の中に当然資産を得るための起債も含まれておりまして、新しい事業体でございます秩父広域市町村圏組合に引き継がれまして、そこで償還をしてまいるということでございます。

次に、(2)の職員の処遇についてお答え申し上げますけれども、水道事業の事務に携わる職員につきましては、平成26年11月の定例会におきましても浅海議員の一般質問の中でお答えをさせていただいておりますけれども、当面は派遣により対応するというので、先ほどお話ししました覚書にも統合時の職員につきましては関係団体から運営上必要な人員を派遣するという記載がございます。そういった形で、当面は派遣で対応していただくということでございます。ただ、水道業務につきましては、特に技術的な専門知識を持った職員が必要であることから、組合としましても職員を採用し、育てていくとともに、各市、町とも協議をさせていただきながら、派遣職員を組合職員に転籍をしていただくことも検討してまいりたいと考えております。組合市町の7月広報に来年度の採用の広域組合職員の募集の案内を載せていただきました。この中に、技術職として水道業務に携わる職員の募集も載せてございますが、これは将来に向けて安定した事業の運営が行える体制を整備していくという考えのもとに行っているわけでございます。ただいま申し上げましたように、派遣職員及び組合職員による体制によりまして水道事業を進めていくこととなりますけれども、派遣職員の給料、福利厚生につきましては、本組合の諸規定に基づくことになりまして、派遣元の給料表と組合の給料表が異なるときは、支給を受けている給料月額の前近上位の額の号給を適用いたしまして、派遣職員に不利益が生じないようにしてまいりたいと。そしてあわせて、仕

事に対するモチベーションの低下にならないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 5番、山中進議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。大変細かく丁寧な答弁ありがとうございます。

ごみ袋の手数料については、手数料でいいのですね、発言の内容は、わかりました。でも、なるべくリンクさせて、やっぱり製造原価は低く抑えて、そういった形で、今は考えていないけれども、将来考えていくということで私は事務局長の答弁を理解しましたが、それでいいのですね。では、よろしく願います。

2番目の水道の広域化事業の受け入れについてですが、いみじくも今答弁の中で、覚書の7条の中で全ての資産を引き継ぐということなのですね。そうすると、皆さんも私どももそうですけれども、1市4町の受益者に全てそれがかかるとということなのです。しかし、残念ながら私市の人間として恥ずかしいのは、市の30億円という借金を小鹿野や皆野や横瀬や長瀬の人たちに一緒に負わせるのですよ。そういうことが話し合われなかったのかどうか。これは、事務局長に聞いているのではないです。説明する側として、これは管理者に聞くしかないのですけれども、説明の中でそういうことがされてきたのか、願います。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 協議しております。

議長（小菅高信議員） 5番、山中進議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。どのように協議されたのか聞いたのです。ましてや市で市民の皆さんに支障のないように事業を行ってきたわけですから、市の責任でこれはきちっと解決すべきだし、次の人たちに、あるいは各町や将来の人たちにそういったものをしよわせていいのかということをおは言いたいのです。してきましたではないのです。どのようにしてきたのかを聞いているのです。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 きちんと専門の者から協議をし、説明をして、その内容にご理解をいただいたということでございます。

議長（小菅高信議員） 5番、山中進議員。

5番（山中 進議員） 3回目になりますけれども、これで終わりにしますけれども、専門家ではなくて、やはりこれは市で責任持つべきですよ。あとは、各町もそうだと思います。その各町の借金をほかの人ではなくて、受益者に全て背負わせるということなのですよ。そういった大事なことを

除いておいて、先ほど何で嫁の話したかというのはそういうことなのです。かわいい娘を不幸にさせたくないというのはあるではないですか。ましてこれは水道事業というものを広域市町村圏組合に渡すということは、この広域市町村圏組合全てにそういった負債が、負の遺産がかぶさるということなのです。今このクリーンセンターの長寿命化を図って、15億円ほどかけて、それも終わりました。さらに、発電所もつくって、頑張っているのですよ。そうしたところにこうしたものを、大負債を負わせていいのですか。きちっとやっぱりこういうことを私は冒頭に申したように見直す必要があるのではないかと言ったのです。専門家の話ではないのですよ。私は、全ての水道部は責任逃れ甚だしい、これを指摘して、質問を終わります。答弁はいいです。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 きちんと説明をして、理解を求められたということで4月の1日の統合へ向けて動き出しているということでございます。考え方の相違があろうかというふうには思いますが、嫁とこの水道の広域化とは全く別の問題でありますので、同じ次元で話されることは問題だというふうに思います。

5番（山中 進議員） 一例で言ったのです、一例で。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 山中議員の質問のうち答弁漏れございましたので、1点だけお話をさせていただきます。

基本計画が住民にどれだけ知らされているかと、知っていただいているかというようなご質問があったかと思うのですけれども、このパーセンテージについてはちょっと私どもは把握できていないということでございまして、各市、町ともいろいろ努力しながら住民の方にはご説明をされているとは思いますが、そのパーセンテージ、それにつきましては現時点ではお答えできませんので、よろしく願います。

議長（小菅高信議員） 以上で一般質問を終結いたします。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） これより議案審議に入ります。

議案第6号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 議案第6号の秩父広域市町村圏組合行政手続条例の一部を改正する条例につき

ましてご説明申し上げます。

本条例は、行政手続法の一部を改正する法律が施行され、国民の権利利益の保護の充実の手続が整備されたことから、本組合においても行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護を充実させるため、法改正と同趣旨の改正を行うものでございます。

議案第6号参考資料1の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。この新旧対照表の1ページから4ページまでは、字句の改正及び項ずれに伴う改正をするものでございます。

5ページの第33条第2項、第35条及び6ページの第5章第36条は、条文を新たに設けるものでございます。

第33条第2項は、行政指導における権限根拠等の提示を義務づけるものでございまして、行政指導に携わる者が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示して行政指導をする場合には、その権限の根拠となる法令の条項、そこに規定される要件及びその権限の行使が要件に適合する理由の提示を義務づけることとするものでございます。

第35条は、行政指導の中止等の求めの手續等を定めるもので、法令違反の事実の是正を求める行政指導を受けた者は、その行政指導が根拠となる法律または条例に規定する要件に適合しないと思う場合に行政指導をした組合の機関に対しまして申出書を提出して中止等を求めることができることとするものでございまして、この申し出を受けた組合の機関は必要な調査を行い、要件に適合しないと認めるときは中止等の措置を行うものでございます。

第36条は、処分等の求めの手續等を定めるもので、住民等が法令違反の事実を発見した場合に、処分や行政指導の権限がある組合の機関等に対してやはり申出書を提出して是正のための処分や行政指導を求めることができることとするものでございまして、この申し出を受けた組合の機関等は必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは是正のための処分や行政指導を行うものとしたします。

なお、本条例の施行につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上で議案第6号の説明を終了いたします。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑がございましたら、ご発言願います。

5番、山中進議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。済みません、たびたび。市や町だと非常によくわかるのですけれども、組合でのこうした今言った処分の求められるようなこととか35条の中止等、あるいは33条の2か、根拠の理由と違ってありますけれども、組合はどういうものが当たるのかお願いします。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 ただいまのご質問でございますけれども、事務部局では廃棄物処理法上の廃棄物の収集運搬、処理業務の許認可に関係する事務ですとか、消防部局では火災予防のための防火対象物への命令や認定の取り消し、さらには危険物施設に係る維持管理命令等の事務に係ることで今回の条例改正に該当する事案が考えられるところでございます。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小菅高信議員） 総員起立であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） 次に、議案第7号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 議案第7号の平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお開きください。本補正予算につきましては、新火葬場建設地に埋め立てられていました可燃性の家庭ごみなどがまじった土砂の掘削、撤去並びに地下水が建物の

下に入らないようにする切り回しの工事に係るものでございまして、第1条にあるとおり現計予算額39億4,291万6,000円を2,605万7,000円増額いたしまして、補正後の予算額を39億6,897万3,000円としたいものでございます。またあわせまして、継続費の補正を行いたいものでございます。

歳入歳出補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。10、11ページをお開きください。まず、歳入ですが、第6款繰入金、第1目基金繰入金を2,605万7,000円増額したいものでございます。これは、ただいま申し上げましたようにごみまじりの土砂の掘削、撤去費用及び地下水が建物の下に入らないようにするための排水トレンチ工事の財源に公共施設整備基金を充てたいため、基金繰入金を増額するものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。3の歳出でございまして、第4款衛生費、第4目斎場費、第11節需用費を157万3,000円、同日第15節工事請負費を2,448万4,000円増額したいものでございまして。建設地から撤去したごみまじりの土砂につきましては、秩父環境衛生センターに運搬し、仮置きをしているところでございますが、積みおろした土砂を動かすために環境衛生センターの重機を使用しております。この重機に係る燃料代が新たに必要となるわけでございまして、新火葬場建設工事に係るものであることから、斎場費の燃料費を増額させていただきたいというものでございます。なお、撤去した土砂の量でございますけれども、重量で8,624トン、比重を1.6と考えると約5,390立方メートルになります。撤去に要した期間につきましては、5月8日から6月1日まででございまして、10トンダンプで840台に上ったところでございます。この環境衛生センターに運ばれました土砂につきましては、まざっている可燃性のごみを取り除きまして、最終処分場に不燃ごみを埋め立てする際の覆土として有効利用をいたします。

ページが戻りまして恐縮でございますけれども、4ページ、5ページをお開き願います。新火葬場建設工事に係る継続費補正でございまして。総額を工事請負費の2,448万4,000円増額いたしまして、補正後の額を19億7,528万8,000円といたしまして、平成27年度の年割額を9億9,990万4,000円としたいものでございます。

次に、14、15ページお開き願います。継続費の調書補正でございまして。ただいまご説明申し上げました今年度の増額分の財源につきましては、基金繰入金を充てたいという考えでございまして。この表の特定財源、その他の欄になるわけでございます。このため、平成28年度の基金繰入金が減額することから、減額分の財源をほかに求めることとなりますが、平成28年度の市、町負担金が一時的にふえることのないように地方債を増額いたしまして、市、町の負担を後年度負担とするようにしたい考えでございまして。

以上で議案第7号の説明を終了いたします。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小菅高信議員） 総員起立であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） 次に、議案第8号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 それでは、議案第8号につきましてご説明を申し上げます。

議案第8号は、秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任という内容でございますが、これは本組合公平委員会委員である宮前洋一様が本年7月31日で任期が満了となるため、新たにこちらといたしましては山根益男様を議会の同意を得て選任したいため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき提案をいたすものでございます。

山根益男さんは、秩父中村町1-6-21にお住まいで、昭和22年4月11日生まれの満68歳でございます。現在共和電機株式会社代表取締役会長の職につかれておりまして、秩父経済懇話会会長、秩父地区警察官友の会会長ほか数々の役職を務めていただいております。地方公務員法に規定する公平委員会委員の選任基準である人格が高潔で地方自治法の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に見識がある者にこの方は合致する方であると思っております。

なお、委員の任期につきましては、地方公務員法第9条の2第10項の規定に基づきまして本年8

月1日から平成31年7月31日までとなります。

以上、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑がございましたら、発言願います。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小菅高信議員） 総員起立であります。

よって、議案第8号はこれを同意することに決しました。

○閉会の宣告

議長（小菅高信議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時00分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年7月22日

議 長 小 菅 高 信

署名議員 黒 澤 光 司

署名議員 浅 海 忠

署名議員 大 久 保 進